

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」の一部改正

平成 24 年 3 月 15 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則
第 1 条～第 7 条 (略)	第 1 条～第 7 条 (同 左)
<u>(分配原資の内訳)</u>	
<u>第 7 条の 2 規則第 3 条第 5 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる項目とする。</u>	(新 設)
<u>(1) 当期分配金</u>	
<u>(2) 当期分配金の内、当期の収益、当期の収益以外</u>	
<u>(3) 翌期繰越分配対象額</u>	
(以下略)	(同 左)
附則	
1. この改正は、平成 24 年 6 月 1 日より実施し、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用する。	
2. 前記 1. にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。	